平成２６年（フ）第１６１号
福岡県小郡市小郡553番地７　大原興産ビル405号
債務者　杉本　純一
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１６２号
福岡県三井郡大刀洗町大字本郷4238番地18
債務者　宮田　英明
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１６５号
福岡県三井郡大刀洗町大字高樋2407番地６　フレグランスＡ―202、前住所福岡県小郡市井上728番地４
債務者　中村　結美
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１６７号
福岡県久留米市城南町22番９号、本籍地福岡県中間市大字中間6055番地
債務者　柳武美砂子
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１２号
大分県竹田市荻町馬場590番地49
債務者　清水　順子
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　大分地方裁判所竹田支部

平成２６年（フ）第２５７号
鹿児島県鹿児島市下伊敷２丁目30番24―52号
債務者　久保　哲矢
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２６６号
鹿児島県鹿児島市城山１丁目16番９号　樋之口アパート101号
債務者　中原　　建
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４３号
鹿児島県薩摩川内市田崎町304番地１、前住所鹿児島県薩摩川内市白和町５番７号
債務者　江夏　純一
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第４５号
鹿児島県薩摩川内市宮崎町1493番地３　コーポ富士Ｃ棟202号、前住所鹿児島県薩摩川内市下甑町長浜1182番地５
債務者　南　　貴志
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
鹿児島県出水郡長島町下山門野3032番地
債務者　森山千恵子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第８２号
鹿児島県肝属郡錦江町田代麓5420番地１
債務者　田淵　夏紀
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１４１号
秋田市川尻みよし町５番19号　ハイム白妙102
債務者　佐藤善五郎
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４２号
秋田市川尻みよし町５番19号　ハイム白妙102
債務者　佐藤勢津子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５１号
秋田市将軍野東１丁目２番28号　クアイエット本多101号
債務者　鈴木　　慧
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２号
山形県新庄市十日町2629番地の19、前住所山形県新庄市金沢806番地の12　コーポコスモスＡ号室
債務者　小野　史香
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　山形地方裁判所新庄支部

平成２６年（フ）第１３号
山形県新庄市住吉町２番33号　パストラルⅡ２号室、前住所山形県最上郡金山町大字金山841番地
債務者　笹原きよみ
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　山形地方裁判所新庄支部

平成２６年（フ）第１９２号
徳島県板野郡藍住町矢上字西62番地６　プロバンス藍住202号、旧住所徳島市鷹匠町３丁目40番地
債務者　岡本　想一
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　徳島地方裁判所民事部